

犯罪被害者等支援条例(令和7年勝山市条例第13号)による犯罪被害者等への見舞金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	福井県
3. 市区町村名	勝山市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	151-2 : 犯罪被害者遺族への見舞金の支給に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第一百条で定めるもの	犯罪被害者等支援条例(令和7年勝山市条例第13号)による犯罪被害者等への見舞金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	82の2	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年勝山市条例第11号)別表第1 第5の項 犯罪被害者等支援条例(令和7年勝山市条例第13号)による犯罪被害者等への見舞金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)第1条	犯罪被害者等支援条例(令和7年勝山市条例第13号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、((災害により死亡した者の遺族)に対して支給する災害弔慰金、(災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者)に対して支給する災害障害見舞金及び(災害により被害を受けた世帯の世帯主)に対して貸し付ける災害援護資金について規定する)ものとする。	第1条 この条例は、(犯罪被害者等)の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにし、犯罪被害者等を支援していくための施策の基本となる事項を定めることにより、(犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与する)ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		犯罪被害者等支援条例(令和7年勝山市条例第13号) 犯罪被害者等見舞金支給規則(令和7年勝山市規則第27号)

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令110条 項1号	犯罪被害者等支援条例(令和7年勝山市条例第13号)第9条 犯罪被害者等見舞金支給規則(令和7年勝山市規則第27号)第9条
②事務の内容	災害弔慰金の支給等に関する法律第三条第一項の災害弔慰金の支給に関する事務	犯罪被害者等支援条例(令和7年勝山市条例第13号)第9条による犯罪被害者等への見舞金の支給に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令110条 項1号イ	犯罪被害者等見舞金支給規則(令和7年勝山市規則第27号)第3条及び第4条
②情報提供者	法務大臣	法務大臣
③提供を求める利用特定個人情報	戸籍関係情報	戸籍関係情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

届出情報

届出日	2025年10月31日
独自利用事務の対象者	犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族で、犯罪行為が行われた時において市内に住所を有し、かつ、見舞金の申請時において市内に住所を有する者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2025年09月29日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	

委任関係